

事業計画の概要

1 産業廃棄物の種類（最終処分(埋立処分)）

・宇部港東見初広域最終処分場

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、燃え殻、汚泥（無機性に限る。）、木くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物（これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上11種類

・徳山下松港新南陽広域最終処分場

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物（これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上13種類

2 産業廃棄物処理施設の処理能力

・宇部港東見初広域最終処分場

面積： 93,726 m²

容量： 880,600 m³

・徳山下松港新南陽広域最終処分場

面積： 38,676 m²

容量： 498,400 m³

3 埋立処分の方法

陸上片押し

4 浸出水の処理方法

余水処理施設で処理した後、各処分場で定めた放流先に放流する。

宇部港東見初広域最終処分場：宇部市下水道施設

徳山下松港新南陽広域最終処分場：公共海域（460 m³/日）

5 環境保全措置の概要

（1） 中間処理施設において講ずる措置：該当無し

（2） 保管施設において講ずる措置：該当無し

(3) 最終処分場において講ずる措置

① 搬入廃棄物

- ・ 法令等に基づき設定した受入基準と合致しているかを検査し、検査に合格したものを埋立処分する。
- ・ 検査は、「書類審査」、「目視検査」、及び、「展開・分析検査」の3段階で実施する。

② 余水処理

・ 宇部港東見初広域最終処分場

余水は、余水処理施設により適切に処理した後、公共下水道に排除する。
公共下水道に排除する水質は、下水道管理者が定める排除基準を遵守する。

・ 徳山下松港新南陽広域最終処分場

余水は、余水処理施設により適切に処理した後、公共海域に放流する。
放流水の水質は、国が定める基準を遵守する。

③ 廃棄物の飛散防止

- ・ 展開検査時及び検査結果待ち時に廃棄物にカバーを設置する。
- ・ 搬入車両の荷台に廃棄物の飛散防止用カバー等の設置を指導する。
- ・ 搬入車両は、退出時に付着廃棄物の飛散防止のため洗車設備を通過する。
- ・ 強風等によって廃棄物が飛散しないよう即日覆土を行うとともに、飛散のおそれのある産業廃棄物については、網袋に入れ埋立を行う。

④ 公共水域及び地下水の汚染防止

・ 宇部港東見初広域最終処分場

余水は余水処理施設で処理し、下水道に排除する。
排除水質は、下水道管理者が定める排除基準とする。
排除水質及び海域水質の定期的なモニタリングを実施する。

・ 徳山下松港新南陽広域最終処分場

余水は余水処理施設で処理し放流する。
放流水質は国が定める基準とする。
放流水質及び海域水質のモニタリングを実施する。

⑤ 騒音・振動の発生防止

- ・ 埋立作業は通常の時間帯に行い、早朝及び夜間の作業は避ける。
- ・ 施工機械の始業前点検を実施し性能維持に努め、整備不良による騒音・振動の発生を防止する。施工機械は、低騒音・低振動型の機械を採用し、空吹かし運転、高負荷での運転を極力避ける。

⑥ 衛生害虫等の発生防止

- ・ 受入廃棄物は汚泥(無機性)、鉋さい、燃え殻、ばいじんが大部分であり、廃棄物自体に衛生害虫が発生したり、カラス・野犬等の誘因源は存在しない。
- ・ 状況に応じて、殺虫剤の散布等、衛生害虫の発生防止に努める。

⑦ 火災の発生防止

- ・ 廃棄物は性状に応じて、埋立方法の変更及び覆土を施工する。
- ・ 覆土材をストックし、緊急事態に対応する。
- ・ 消火器等を常備する。

⑧ 環境監視

各処分場の「環境監視概要」に記載する。